

<p style="text-align: center;">公益財団法人横浜市建築保全公社 令和7年度第2回入札等評価委員会 議事概要</p>	
日 時	令和8年2月17日(火) 午前9時52分から午前11時50分まで
開催場所	公益財団法人横浜市建築保全公社 会議室
出席者	川島志保委員長、原田恒敏委員、小林謙二委員
欠席者	なし
議 題	<p><u>1 審議事項</u></p> <p>(1) 抽出結果報告</p> <p>(2) 審議</p> <p>ア 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件</p> <p>(ア) 西柴小学校防災備蓄庫改築その他工事(建築・電気)</p> <p>(イ) 並木中央小学校ほか1校自動火災報知設備改修工事</p> <p>(ウ) 高島第二ポンプ場ハロン消火設備改修その他工事</p> <p>(エ) 鶴見駅西口自転車駐車場(増築棟)ほか11か所劣化調査業務委託</p> <p>イ 随意契約に係る抽出案件3件</p> <p>(ア) 菊名池公園プール改修その他工事(その2)</p> <p>(イ) 松本中学校通級指導教室改造その他工事(電気)(その2)</p> <p>(ウ) 脳卒中・神経脊椎センター冷却塔3・4改修工事</p> <p>ウ 業務委託に係る抽出案件1件</p> <p>(ア) 荏子田小学校ほか1校体育館床その他改修に伴う実施設計業務委託</p> <p><u>2 報告事項</u></p> <p>(1) 入札及び契約手続の運用状況</p> <p>(2) 工事請負に関する契約不適格者の認定の状況</p> <p>(3) その他</p>
議事内容	<p><u>1 審議事項</u></p> <p>(1) 抽出結果報告</p> <p>審議に先立って、今回の抽出当番である原田恒敏委員から、抽出した案件の件名、抽出理由について報告がありました。</p> <p>(2) 審議</p> <p>ア 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件ほか</p> <p>公社より、一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件に関する質問の回答説明があり、すべて了承されました。</p> <p>(ア) 西柴小学校防災備蓄庫改築その他工事(建築・電気)</p> <p>【委員】建築確認申請と計画通知との違いについて、工事の視点から教えてください。</p> <p>【公社】建築主が民間か行政機関かという点に違いがありますが、建築基準法への適合性を確認するという内容自体に違いはありません。</p> <p>【委員】改築を公社で行うことになった経緯と理由を教えてください。また、今後も計画通知を伴う工事が行われることはあるのでしょうか。</p>

【公社】従来、新築・建替えなど計画通知が必要な大規模な工事は建築局、計画通知を伴わない小規模な修繕・改修は当公社という大きな業務分担がありました。令和3年度に横浜市建築局との間で、今後の営繕工事全体の業務量を見据え業務分担の整理が行われ、倉庫等の小規模建築物の改築で、既存建物への遡及が比較的軽微な工事については、当公社でも対応可能との整理がなされました。

令和4年度以降、概ね年間1件程度、計画通知を伴う小規模な改築工事について依頼を受けており、今後も同様の案件が継続するものと考えられます。

【委員】計画通知を伴う改築工事の留意点などがあれば教えてください。また契約に当たり留意することはありましたか。

【公社】計画通知が受理される前に工事へ着手することはできず、工事完了後に行政による検査に合格して初めて建物の使用が可能となることが留意点です。そのため、工期設定にあたっては施工期間に検査期間を考慮する必要があり、あわせて検査時に施工状況を確認できる報告書を適切に作成することが求められます。

一方、計画通知は建築計画が建築基準法に適合していることを確認するための手続きであり、契約方式や発注手続そのものに直接影響を及ぼすものではありません。このため、本工事の契約や発注にあたって、他の案件と比べて特段の影響が生じることはありませんでした。

【委員】計画通知を伴う工事か否かは、請負人にとって影響がないものなのですか。

【公社】計画通知を伴う工事の場合には、建築基準法に基づく確認や検査等の手続が必要となるなどの違いがあります。

【委員】計画通知は誰の名前でなされるのですか。

【公社】横浜市総務局長名で行われます。

【委員】27者に入札資格が認められていたにもかかわらず、応札者が2者にとどまった理由はありますか。

【公社】開札時期が8月の夏休み期間であり、事業者側では既に受注した工事との関係で、技術者が不足していた状況があったものと認識しています。

【委員】資料の床面積の記載は正しいですか。

【公社】大きい方の倉庫の床面積は $9.2\text{m} \times 2.8\text{m} = 25.76\text{m}^2$ です。

写真では 25m^2 もあるようには見えにくい状況ですが、これは建物を斜め前方から撮影しており、寸法が分かりにくくなっていることによるものです。

【委員】倉庫としては高額だと思います。高額になった要因を教えてください。

【公社】今回は2棟の改築であり、1棟あたりにすると約2,000万円となっていますが、これまで横浜市建築局で発注された工事と比べても、高額になっているわけではありません。

全体の金額が大きくなった要因としては、延焼防止のため防災備蓄庫に直面する既存校舎の外壁面に足場を架設したうえで、網入りガラスに交換を行ったことや、新しく電源が必要となったことにより、既存校舎から埋設配管により電源を引き込んだことが挙げられます。既存不適格建築物に該当し、改築に当たっては現行法への適合が求められるため、これに伴う対応により工事費が増加している側面があります。

(イ) 並木中央小学校ほか1校自動火災報知設備改修工事

【委員】本案件の応札者は11者と多いようですが、通常は何者程度ですか。

【公社】今回の案件抽出対象期間（契約日が令和7年7月1日から令和7年11月30日までのもの）における、電気関連工事の入札者数平均は7.8者でした。

【委員】応札者が多いことによるメリットはありますか。

【公社】応札者が多いことによるメリットは、受注者側・発注者側の双方に認められます。

受注者側にとっては、競争環境が高まることで、施工方法やコスト管理等に関する創意工夫が促され、技術力や経営努力の向上につながります。これにより、個々の事業者のみならず、業界全体の健全な発展が期待されます。

一方、発注者側にとっては、競争性の確保により、適正な価格で工事等を発注できる可能性が高まります。また、応札者が多数存在することは、特定の事業者による談合が成立しにくい環境を形成することにつながり、入札制度の透明性および公正性の確保の観点からも重要な意義を有しています。

【委員】年度が進むにつれて、配置する技術者の確保が難しいという状況が見受けられます。技術者の確保についての工夫があるのでしょうか。

【公社】市の所管局と連携・調整を行い、可能な範囲で工事の発注時期および施工時期の平準化を図っています。

また、技術者の確保が特に困難となることが見込まれる案件については、例えば格付等級の範囲をAのみではなくABに広げて発注するなど、柔軟な対応を行っています。

【委員】一般競争入札（条件付）の令和7年1月から12月までの月別契約件数を教えてください。

【公社】電気関連工事の月別契約件数は次のとおりです。

令和7年電気関連工事 月別契約件数集計表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
件数	2	0	33	19	3	22	7	5	9	26	3	1	130
割合	26.92%		33.85%			16.15%			23.08%		100%		

(件数単位：件)

【委員】3月の契約件数が33件と最も多くなっていますが、これは3月中に完了する工事なのですか。

【公社】債務負担行為による工事など、年度をまたいで実施する工事です。多くは学校の照明改修工事で、完了時期は概ね8月から9月頃となります。

【委員】駆け込みで契約したものではないのでしょうか。

【公社】駆け込みで契約したものではありません。学校の夏季休業期間中に施工する必要があるため、機器の製作や手配に要する期間を考慮し、この時期に契約する案件が多くなっています。

【委員】2月の契約件数は0件となっていますが、何か理由があるのでしょうか。

【公社】年度内に完了する工事の検査対応や、3月契約案件の発注準備等を行う時期であるため、契約件数は少なくなっています。

【委員】平準化策があれば教えてください。

【公社】市の所管局と連携・調整を行い、債務負担行為の活用や年度当初からの計画的な発注により、特定の時期に契約が集中しないよう、契約時期の平準化を図っています。具体的には夏休み期間に行う工事、夏休み後の秋以降に行う工事と、大きく分けて契約時期の平準化を図っています。

一方で、学校の工事など夏休み期間を活用する必要がある工事については、一定の時期に発注・契約が集中せざるを得ない面もあります。

【委員】自動火災報知設備の使用経過年数はどのくらいだったのでしょうか。

【公社】並木中央小学校は25年、下郷小学校は26年経過していました。

【委員】更新前後で機能に違いはありますか。

【公社】更新後は、表示灯のLED化による省エネや受信機本体の軽量化など性能的には向上していますが、機能的な変更はありません。

(ウ) 高島第二ポンプ場ハロン消火設備改修その他工事

【委員】ハロン消火器は、施工上どのような特徴がありますか。

【公社】今回使用するハロン（ハロン 1301）はオゾン層破壊の危険性が極めて高いため、施工時において大気中に放出しないよう、配管の高い気密性が求められる点が特徴です。このため、配管接続部の確実な施工を行うとともに、配管作業後には耐圧試験等を実施し、漏れがないことを確実に確認する必要があります。

【委員】ピストンダンパー及び熱感知器の特徴はありますか。

【公社】ハロン消火設備が設置される空間において、消防法上、自動閉鎖装置の設置を規定されており、ピストンダンパーがこれに該当します。
熱感知器は、消防検定品です。

【委員】当初このハロン消火設備工事をした事業者は、今回の落札者とは異なりますか。

【公社】当初施工した事業者とは異なります。

【委員】他の事業者にはできない工事だったとしたら、入札の意味が薄れます。他にも施工を行える業者はいたのでしょうか。

【公社】公社の電子入札システム利用申請済みの市内事業者のうち、「消防施設」の登録を有する事業者が約27者存在することを確認しています。本工事は特定の事業者でなければ対応できない特殊な技術を要するものではないと判断し、入札により発注しました。

実際に、当初施工事業者とは別の事業者が落札し、工事を実施していることから、本工事が特定の事業者に限定されるものではなかったことが確認できます。

【委員】今後も、ハロン消火設備の改修工事はあるのでしょうか。

【公社】リサイクルハロンを使用した消火設備の改修工事は、今後も継続して実施される可能性が高いと考えられます。

今回の工事で使用したハロン 1301 は、オゾン層破壊係数が非常に高い物質であり、新規生産は行われておりません。このため、現在は適切な管理の下で貯蔵・回収されたりリサイクルハロン 1301 を再利用しています。

現在、ハロン 1301 に代わる新たなガス系消火剤として、複数（概ね6種類）

の消火剤が開発・実用化されていますが、既存施設においては、ガスの種類を変更する場合、設置スペースの制約や機器構成の変更、導入コストの増大などの課題があります。

【委員】単なるポンベの交換にしては高額です。高額になった主な費目を教えてください。

【公社】本工事は、消火設備、換気設備（ピストンダンパー）及び電気設備（熱感知器）の工事で構成されており、工事費全体に占める割合は、消火設備が約75%、換気設備が約10%、電気設備が約15%となっています。

このうち、工事費の割合が高い消火設備工事費の内訳については、ハロン1301貯蔵容器（ポンベ）が約22%、ガス消火設備制御盤が約15%を占めており、残り約63%については、既存配管の撤去・更新の施工等に係る配管工事が占めています。

(エ) 鶴見駅西口自転車駐車場（増築棟）ほか11か所劣化調査業務委託

【委員】入札参加者が1者しかいない理由として考えられることは何ですか。

【公社】建築局及び教育委員会事務局の調査業務委託案件が6月中にすべて契約締結済みであったため、本件発注時には事業者の応札意欲が満たされてしまっていたものと推測されます。

【委員】複数の事業者に入札してもらうための工夫はありますか。

【公社】建築局及び教育委員会事務局の案件と同時期に発注できるよう、道路局と調整します。

【委員】対象施設全体に対する劣化調査の実施割合は、5年間でどの程度ですか。

【公社】対象となる自転車駐車場は全56施設あります。毎年11から12施設の調査を実施しており、5年間で全施設の劣化調査を実施しています。

【委員】入札参加者に求める高い専門性とは、どのような内容ですか。

【公社】劣化調査は、定められた項目を定期的に点検する建築基準法第12条点検とは異なり、その劣化状況が修繕を要する状態なのか否かを判断する必要があるため、より難易度が高い調査と言えます。

外観の目視調査から不具合部分内部（隠ぺい部の下地等）の状態を推測し、今後の進行や拡大の推移を予測するなど、経験や専門知識が求められます。

【委員】どのような調査項目をどのように調査あるいは検査したのかを教えてください。

【公社】調査項目としては建築（屋根・外壁・建具等）、電気（弱電・照明等）、機械（空調・給排水等）となります。

調査方法は目視が基本です。

【委員】躯体の検査は行うのですか。

【公社】躯体の詳細調査は本業務では実施していません。前回調査時の状態と比較し、状況を確認しています。

【委員】レーザーや打診棒は使用しますか。

【公社】レーザーは使用していませんが、打診棒による確認は行っています。調査結果は報告書として取りまとめ、必要に応じて追加調査や修繕工事の実施を判断していただくこととなります。

【委員】5年に1回のこの調査以外にも、個別相談などはあるのですか。

【公社】個別事象について、随時相談を受ける場合もあります。

イ 随意契約に係る抽出案件3件

公社より、随意契約に係る抽出案件3件に関する質問の回答説明があり、すべて了承されました。

(ア) 菊名池公園プール改修その他工事（その2）

【委員】請負人は、入札に参加した事業者ですか。

【公社】入札参加者ではありません。

【委員】発注先選定名簿において、何番目の順位の事業者でしたか。

【公社】5番目です。

【委員】発注先選定名簿には何者掲載されているのですか。

【公社】建築工事では13者です。その内訳は格付Aの事業者が株式会社大勝を含め8者、Bの事業者が5者となっています。

【委員】予定価格をどの程度上回ったのでしょうか。また上回った理由は何ですか。

【公社】再度入札における応札者は1者のみで、入札金額は137,500,000円でした。予定価格131,700,000円を5,800,000円（約4.4%）上回る結果となりました。

予定価格を上回った主な理由としては、本工事が3つの鋼板プール塗装改修に加え、プールサイド床シート張りについても改修範囲が広く不整形であり、見積りに差が生じやすい内容であったことが考えられます。

【委員】予定価格を上回った場合の契約金額決定手順を教えてください。

【公社】入札において予定価格を上回る応札しかなく不調となった後、随意契約を行う場合には、設計内容を一部見直した上で、改めて予定価格を設定し、見積徴収を行っています。

本件工事についてもこの手順により見積徴収を行い、見積金額が再設定した予定価格の制限の範囲内であることを確認した上で、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を契約金額としました。

【委員】最低制限価格未満での応札者2者が再度入札から除外されましたが、これは通常の見積りですか。

【公社】通常の見積りです。

最低制限価格制度は、著しく低い価格での受注により、契約の履行や工事品質に支障が生じることを防止するための制度です。最低制限価格を下回る価格で入札した者については、当該工事の契約の相手方として適切ではないと判断され、失格となります。

再度入札は1回目の入札手続の延長として行うものであることから、1回目の入札において失格となった者は、再度入札に参加することができません。

【委員】安全や健康に配慮した、プール特有の塗装仕様があったのではないかと思います。この仕様について教えてください。

【公社】今回の塗装には、プール専用のアクリルウレタン樹脂系塗料を使用しています。

この塗料は、耐水性・耐湿潤性に優れ、有害物質を含まず、塩素処理された

水中においても塗膜が安定していることから、遊泳者の安全および健康に配慮された仕様となっています。

(イ) 松本中学校通級指導教室改造その他工事（電気）（その2）

【委員】 最初の入札の際の選定者数は何者でしたか。

【公社】 32 者でした。

【委員】 1 者しか入札しなかった理由は何ですか。

【公社】 配置技術者の確保が困難であったと考えられます。

【委員】 発注先選定名簿において、何番目の順位の事業者でしたか。

【公社】 格付Aの登録がある事業者のうち順位は4 番目です。

【委員】 随意契約の金額はどのように決めましたか。

【公社】 当初の予定価格から設計内容を見直し、当該事業者から見積徴収を行い決定しています。

【委員】 設計内容を見直すということは、当初予定していた工事より内容が少なくなったということですか。

【公社】 設計内容の本質的な部分に変更はありません。随意契約における見積書の徴収に際しては、予定価格の事前公表の有無にかかわらず、設計金額の妥当性を再確認し、必要に応じて見直しを行っています。

【委員】 株式会社アイキンは、過去に同様の工事をした者ですか。

【公社】 過去に同様の工事实績はありません。

【委員】 「入札手続き」以外の期間短縮手続きは、ありますか。

【公社】 再度入札で発注する場合、入札参加資格を定める条件付一般競争入札参加資格審査委員会の開催、調達公告の発行、質問期間、入札期間、開札、積算疑義期間、資格審査、落札決定等の多くの手続きを経る必要があります。一方、随意契約で発注する場合には、これらの入札手続き等を省略し、契約の相手方を決定する業者選定委員会の開催、見積依頼、見積徴収、契約決定といった、より簡素な手続きにより契約することができます。このため、入札に比べ、契約締結までの期間を約2～3 週間短縮することができます。

【委員】 2～3 週間短縮することが本当に必要だったのでしょうか。

【公社】 電気工事により照明を確保しないと建築工事が進められない状況でした。建築工事を待たせることによる工程への影響を避ける必要があり、2～3 週間であっても工期確保の観点から短縮が必要と判断しました。

【委員】 最も高額になった工事種目（装置）は何ですか。

【公社】 最も高額な工事種目は、全体工事費の約4 割を占める監視カメラなどのITV 設備です。また、その中で最も高額な装置は監視カメラ制御専用ワゴンで、662 万円（諸経費・税含む）となっています。

(ウ) 脳卒中・神経脊椎センター冷却塔3・4 改修工事

【委員】 優良工事施工者表彰受賞者に発注しない理由は、何ですか。

【公社】 本件は緊急工事であり、現場調査・設計・工事を一体となつて行う必要がありました。

事業協同組合であれば、現場調査・設計・工事を一体となつて行う同種工事の実績を有しており、専門知識や経験を持つ技術者を多数擁していること

から、速やかに施工体制を構築し、期限内に工事を確実に完了させることが可能です。そのため本件のような緊急性のある工事については事業協同組合を契約の相手方として選定しています。

【委員】 契約日と仮引き渡し日を教えてください。

【公社】 契約日は、令和7年10月23日です。また、仮引き渡し（空調が使用できる可能日）は、令和8年3月9日です。

【委員】 搬入・仮設費が工事費用の3分の1以上を占めていますが、この金額はやむを得ないのでしょうか。どのように算出されたのでしょうか。

【公社】 当該施設の冷却塔は、クレーン設置場所から離れており、クレーンにより吊り上げた冷却塔を一旦屋上に降ろした後、冷却塔設置場所まで水平移動させる必要があります。

また、冷却塔の移動にあたっては、移動経路にある配管や基礎などの高さを確保した状態での搬出入が求められることから、搬出入経路全体(約500㎡)にわたり、高さ約800mmの仮設ステージを設置しています。

さらに、冷却塔設置場所の周囲には目隠し用ルーバーが設置されているため、冷却塔の更新工事に先立ち一時的に取り外し、設置完了後、復旧する必要があります。

このように、当該工事は搬入・据付に伴う仮設工事が多岐にわたることから、結果として搬入・仮設費の工事費全体に占める割合が高くなったことは、やむを得ませんでした。

なお、費用の算出にあたって、クレーンについては、横浜市積算基準に基づく単価を採用し、仮設ステージやルーバー脱着等のその他仮設工事については、見積書を基に、実勢価格を踏まえたうえで適正な価格を採用しています。

【委員】 実勢価格はどのように設計金額に組み込まれるのですか。

【公社】 関係事業者から見積りを徴収し、内容確認の上で設計金額に反映しています。特に機器価格には幅があるため、複数の情報を踏まえて設定しています。

【委員】 見積りを徴収するにあたり、力関係が生じる懸念があります。

【公社】 見積りは実績や調達能力等を踏まえ、事業者から徴収しています。横浜市管工事協同組合については、これまでの実績等から適切に資材調達を行う能力があると認識しています。

【委員】 信頼関係は大切ですが、過度になると難しい問題が生じます。調べられるものはしっかりと調べ、適切な価格設定ができるよう努めることが肝心です。

【委員】 冷却塔の故障によって、冷房が効かなくなったのですか。

【公社】 完全な空調停止には至っていませんでしたが、空調能力の大幅な低下がみられ、医療環境への影響を考慮し、速やかな改修が必要と判断しました。

【委員】 原局から令和7年7月2日に依頼をいただいたあと、緊急性があるとして本件について横浜市管工事協同組合と契約を締結したのはいつですか。

【公社】 令和7年10月23日です。

本件については、調査・設計に一定の期間を要したため、依頼局からの依頼日から契約締結日までに相応の期間を要しました。

【委員】 契約金額はどのように決められましたか。

【公社】本件のような工事においては、事業協同組合が「公共建築設備数量積算基準」に基づいて作成した数量調書および、冷却塔メーカー等から徴収した見積書を提出してもらいます。

これらの資料を基に、公社において「公共建築設計積算基準」に則り精査し、予定価格を決定します。

その後、相手方から提出された見積書を基に契約金額を決定しています。具体的には、見積金額が予定価格の範囲内であることを確認した上で、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を契約金額としました。

【委員】緊急工事ということで、金額について契約者との間で交渉はありましたか。

【公社】ありませんでした。

【委員】全体の50%以上が運搬や仮設工事に掛かっています。突然の故障や設備の設置場所など、設備の新設やメンテナンスに関する知見が得られたのではないですか。

【公社】当該施設の冷却塔更新工事において、クレーン設置場所から冷却塔設置位置までの距離や設置高さを確保した状態での搬出入が必要であること、さらに設置場所周囲のルーバーの一時撤去・復旧が必要であることなど、施工上の制約が多く、搬入・据付に係る仮設工事が大規模となりました。

本工事を通じ、屋上設備の配置や搬入経路、周辺付帯設備の有無が、設備更新時の施工性やコストに大きく影響することを改めて認識しました。特に、突発的な故障時においても円滑な更新工事が行えるよう、機器の設置場所、配管類のルートや、各種付属品の配置について、維持管理や更新の観点を踏まえた検討が重要であるとの知見が得られました。

これらの知見について、今後の設備更新計画の検討において活用していきたいと考えています。

【委員】公社の取り組みにより見えてきた問題点などを市にフィードバックするような場はありますか。

【公社】修繕の実施を通じて把握した課題や知見については、建築局との会議等の場で情報共有を行っています。

ウ 業務委託に係る抽出案件1件

公社より、業務委託に係る抽出案件1件に関する質問の回答説明があり、了承されました。

(ア) 荏子田小学校ほか1校体育館床その他改修に伴う実施設計業務委託

【委員】同時期に発注した同種・同規模の案件との金額差はどのくらいですか。

【公社】入札価格で200,000円、契約金額で220,000円の間差でした。

予定価格(3,820,000円)及び最低制限価格(2,931,904円)は共に同額でした。

【委員】契約金額に差が出た理由は何ですか。

【公社】改修内容は同じですが、体育館の床面積に差があるため、事業者が見積もる中で判断した金額に差が出たのではないかと考えられます。

一方で設計料の算定においては両校の設計業務は内容が同一であり、作成する図面枚数及び調査等は同等と考え、発注者としては業務量に差はない

と判断し、予定価格は同額で設定しています。

【委員】 工事内容等が同様の案件で落札価格に差が出ることはありますか。

【公社】 工事内容等が同様の案件であっても、落札価格は事業者ごとの見積りの考え方等により、一定の差が生じることはあります。

本件では、落札価格に差が生じましたが、特段不自然なものではないと考えています。

【委員】 金額差には特に配慮しないのですか。

【公社】 同様の案件で落札価格に差が生じた場合であっても、その入札金額が最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内であるならば、業務内容等に照らして不合理なものではないと判断しています。

【委員】 入札参加者に求める専門性とはどのようなものですか。

【公社】 体育館の床は、児童生徒の安全性や競技性能、避難所利用時の機能確保が求められるため、床材の種類、緩衝構造、滑り抵抗、耐久性等について専門的な技術的検討が必要となります。

【委員】 「専門性」という言葉が気にかかりました。公社として専門性を理由に随意契約する場合、専門性を理由に条件付一般競争入札において希望順位を絞る場合など、どのように判断しているのでしょうか。

【公社】 随意契約については、いわゆるメーカー随契が典型例です。特定メーカーが製造した設備について、他メーカーによる改修が困難な場合などが該当します。条件付一般競争入札における参加要件の設定についても、案件の内容や必要とされる技術等を踏まえ、個別に検討しながら発注しています。

【委員】 「専門性」という言葉で括ってしまうと隠れてしまう部分があるという指摘だと思います。専門性が必要であるのならばそれが説明できるよう、留意いただくようお願いします。

【委員】 業務委託期間を教えてください。

【公社】 4.5 か月です。

【委員】 最低制限価格は予定価格に対して何%程度になるのでしょうか。

【公社】 設計委託については、直接人件費や特別経費などの個別項目に所定の率を乗じるなどして最低制限価格を算出しています。そのため案件ごとに予定価格に対する割合は異なりますが、概ね7～8割程度となる場合が多い状況です。

【委員】 極端に低い金額での応札はあるものですか。

【公社】 入力誤りと考えられる応札が稀に見られることはありますが、通常は極端に低い金額での応札は見受けられていません。

【委員】 万が一ダンピングが疑われるような事例があれば、今後報告を求めることも考えられます。

【委員】 近年 AI の発達が著しいです。これが入札業務にどう影響してくるか、今後検討が必要だと考えます。

2 報告事項

(1) 入札及び契約手続の運用状況

【公社】 入札及び契約手続の運用状況について、令和7年4月から令和8年1月までの入札及び随意契約の件数・金額は入札 403 件・約 159 億円、随意契約 249

件・約 52 億円でした。金額比は、入札約 75.5%、随意契約約 24.5%でした。件数比は、入札約 61.8%、随意契約約 38.2%でした。

(2) 工事請負に関する契約不適格者の認定の状況

【公社】令和7年9月から令和8年1月までにおける工事請負に関する契約不適格者の認定案件は2件でした。

【委員】契約不適格となるような事業者は、工事事務防止学習会には出席しないような事業者なのですか。

【公社】工事事務防止学習会については、請負人に対し出席を求めており、今回契約不適格となった事業者も受講しています。ただし、本学習会は工事事務の防止を目的とした講習であり、今回問題となった工事管理全般を対象とした内容ではありません。

【委員】工事事務防止以外のテーマの講習もあるのでしょうか。

【公社】例えば、プール改修工事を集中的に発注する際に、施工上の注意事項等を説明することを目的とした講習を実施することなどがあります。

【委員】工事事務防止学習会への出席率はどの程度なのですか。

【公社】原則として、対象となるすべての請負人に受講を求めており、受講されています。

【委員】出席したことが何らかの評価につながる仕組みになっているのですか。

【公社】本学習会は、安全確保のために当然受講すべきものとして位置付けており、受講の有無を個別の評価に反映する仕組みは設けていません。

(3) その他

【公社】談合情報、苦情、再苦情等、IT化推進等については該当がありませんでした。

【公社】工事の安全性、適正な施工の確保等の取組については、工事の現場代理人を対象として、令和7年9月から令和8年1月までに10回（月2回程度）、工事事務防止事前学習会を開催し、59名が参加しました。このうち30名がリモートによる受講でした。

【まとめ】

抽出した案件（8件）について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていたと評価をいただきました。